

平成31年度山形県障がい者就労施設等からの物品等調達方針の策定について

調達方針策定の基本的考え方

障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、優先調達を効果的に推進するため、既存制度の活用を図りながら、調達方針を策定する。

障害者優先調達推進法の概要

◆目的【第1条】

障害者就労施設（就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター）等の物品及び役務の受注機会を確保し、障害者の自立の促進を図る。

◆地方公共団体等の責務及び調達の推進

【第4条】

- (1) 地方公共団体は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 地方独立行政法人は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

【第9条】

調達方針の策定・目標の設定・公表



調達方針に即した調達の実施



調達実績の取りまとめ・公表

◆公契約における障害者の就業を促進するための措置等【第10条】

競争参加資格を定める際、法定雇用率の達成等に配慮する等の措置を講ずるよう努める。

◆障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供【第11条】

障害者就労施設等は、購入者等に物品等に関する情報を提供し、その質の向上及び供給の円滑化に努める。

山形県の調達方針の概要

平成31年3月 策定

1 趣旨

法の規定に基づき、障がい者就労施設等からの優先調達に関する基本的な方針を定める。

2 調達の対象となる施設等

就労継続支援事業所（A型・B型）、就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター 等

3 調達方針の対象範囲

- (1) 範囲 … 県の全機関
- (2) 品目 … 物品（印刷、雑貨、事務用品等）役務（清掃、クリーニング、農作業等）

4 調達の目標

前年度実績を上回る額

5 具体的方策

- (1) 施設等が提供可能な物品・役務に関する情報提供
- (2) 随意契約制度の活用等
「障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達に関する要綱」に基づき施設等からの調達を優先する。
- (3) 施設等に対する発注時の配慮（納期・発注量等）
- (4) 公契約における障がい者の就業を促進するための措置等
「建設工事入札参加資格審査基準」に基づき、企業の障がい者雇用を加点評価する。

6 調達方針、調達実績の公表等

毎年度、調達実績を公表し、調達方針を見直す。

7 推進体制

関係部局の担当課による連絡会議の設置 等

8 その他の取組み

- (1) 市町村、地方独立行政法人等への情報提供による全県的な優先調達の推進
- (2) 県の庁舎、イベント等における施設等の販売スペースの確保